

令和 3 年
第 9 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 9 月 29 日（水） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頴娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	17 番	東垂水美智子	18 番 雪丸 泰親
	19 番	大隣 初美			

4. 欠席委員（ 1 人） 16 番 下之門 信洋

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 57 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 58 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 59 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 60 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 61 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 62 号 非農地証明願いについて
- 日程第 11 議案第 63 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に

よる入会林野整備計画に対する意見決定について

- 日程第12 南九州市人・農地プラン検討会委員の選出について
- 日程第13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 中村 信介

農地係長 福永 正司 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後2時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は18名で、会議の定足数に達しております。これより令和3年第9回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の99頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等

発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、14番 月野 委員、15番 池田 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日9月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先ず、3点でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。

貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん
相続人代表〇〇〇〇さん 外です。

農業廃止によるもの1件、所有権移転によるもの1件です。地目の内訳は、
畑2筆 2,783㎡で、知覧地域1件、川辺地域1件です。

続きまして5～7点でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が16件ございました。

貸人は、頤娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、頤娃町〇〇の〇〇〇〇さん
外です。

貸人主導によるもの8件、借人主導によるもの8件のうち、農地中間管理
事業への載せ替えが2件となっております。地目の内訳は、田4筆 2,396
㎡、畑19筆 22,489㎡の合計23筆 24,885㎡で、頤娃地域10件、知覧地
域3件、川辺地域3件です。

なお、各点一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます
議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は9ページから14ページで、今回は、新規認定5件、再認定12件であります。一覧表は10ページ、新規認定個別表は、11ページからになります。

まず、整理番号1、颯娃町〇〇の〇〇〇〇株式会社です。現在、茶 1,734 a、キャベツ 10 a の経営を行っていますが、今後は、茶を 2,500a、キャベツを 100 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 400 a、甘藷 150 a 等の経営を行っていますが、今後は、茶を 450 a、人参を 50 a にし経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号3、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 550 a、加工大根 100 a 等の経営を行っていますが、今後は、茶を 600 a、加工用大根、人参の面積を拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号4、知覧町〇〇の株式会社〇〇〇〇です。現在、ブロイラー45 万羽、甘藷 190 a の経営を行っていますが、今後は、ブロイラー60 万羽、甘藷 250 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号5、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、水稻 60 a、カボチャ春秋合わせて 80 a 等の経営を行っていますが、今後は、水稻 100 a、カボチャ春秋合わせて 160 a、甘藷 50 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

5件それぞれの経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定12件の個別表は、資料の13ページからになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第57号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。16ページの審議番号1番です。関連資料は17～19ページになります。

申請人は、大島郡〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外3筆、畑2,533㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、申請地一帯で〇〇〇頭を飼養しており、既存の堆肥舎では処理しきれないため、申請地を譲り受けて、堆肥舎を建築しようとすることから、用途区分を農業用施設用地へ変更するものです。

申請地の北側は市道に、東側は農道に、南側は農道、畑に、西側は畑に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番の用途区分変更につきましては、申請地一帯で畜産業を営んでおり、既存の堆肥舎では処理しきれないための申請であることから代替地の検討はしていませんが、養畜の業務のために必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当することから、妥当な変更であると判断されます。

なお、同時に5条転用許可申請がなされております。

補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 57 号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 57 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 58 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。21～23 ㊦の 3 条所有権移転 15 件でございます。
譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。
地目の内訳は、田 6 筆 2,147 m²、畑 23 筆 20,199 m²の合計 29 筆 22,346 m²で、理由につきましては、規模拡大 6 件、規模拡大に伴う受贈 4 件、受贈 5 件です。
取引価格につきましては、10a 当たり 35 千円から 8,333 千円で、地域別では、潁娃地域 3 件、知覧地域 7 件、川辺地域 5 件でございます。
ただいまの 8,333 千円の案件は 22, 23 ㊦の審議番号 13 番の 2 筆 120 m²で 100 万円の取引価格でございます。
なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断は、申請書及び提出されました 24～32 ㊦の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。
説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 58 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 59 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。宮原委員をお願いします。

宮原委員 報告いたします。34 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 35～38 頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧〇〇〇〇番〇，畑 2,002 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、収入の確保及び住宅ニーズに応えるために、需要が見込まれる申請地に、共同賃貸住宅 2 階建 2 棟を建築しようとするものです。

申請地の北側，東側，西側は畑に，南側は市道に接しています。

土砂流出，雨水，污水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

審議番号 1 番につきましては，水道管，下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり，かつ，概ね 500m 以内に〇〇〇及び〇〇〇等の公共施設，公益的施設が存在する農地であることから，第 3 種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

補足説明を終わります。

- 議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 59 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 59 号に係る案件については、申請どおり申請どおり許可することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第 8 議案第 60 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。吉崎委員をお願いします。
- 吉崎委員 報告いたします。40 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 43～45 頁になります。
譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、都城市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇、畑 556 m²で〇〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。
申請地の北側、東側、南側は畑に、西側は市道に接しています。
土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。しかしながら、日照については北側の 45～48 頁にありますように北側の畑と建物の距離が 2 m しかないので日照の方が気に係る案件でございます。
続きまして、審議番号 2 番です。関連資料は 46～48 頁になります。
譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇、畑 958 の内 500 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は農道に、東側、西側は畑に、南側は市道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水は30 cmから40 cm程度の盛土を行い側溝に流すので問題はありません。日照・通風等についても、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は49～51頁になります。譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑49㎡で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、隣接の宅地1筆と一体で一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側は農道に、南側、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は52～55頁になります。譲受人は、知覧町〇〇の有限会社〇〇〇〇、譲渡人は、神奈川県川崎市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外2筆、畑663㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、自宅隣の空き家所有者である譲渡人から近隣の申請地の売買を打診されたが、市内で〇〇〇業を営んでおり、農地として管理することができないことから、申請地を譲り受けて、クヌギを植林しようとするものです。

申請地は〇〇〇から南に約1.7 kmの〇〇〇自治会に位置します。〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の北側、南側、西側は畑に、東側は市道に接しており、〇〇〇〇番〇の北側、西側は雑種地に、東側は宅地に、南側は山林に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及

ばす恐れはないと判断しました。なお、隣接農地所有者からクヌギ植栽についての同意書が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 次に、六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。審議番号5番です。関連資料は56～58頁になります。
譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇の〇〇〇〇番〇、田 301 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は水路に、東側は市道に、南側は宅地に、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。審議番号6番です。関連資料は59～61頁になります。
譲受人は、大島郡〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん 外2名です。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。

続きまして、審議番号7番です。関連資料は62～64頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番、畑 632 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内で〇〇〇業を営んでおり、平成29年4月頃に農地法の許可を得ないまま、自宅隣の申請地に微生物研究用に〇〇〇を飼育する水槽を設置し、併せて芝を張り、広場として利用していたことから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側は里道に、東側、西側は宅地に、南側は畑に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。審議番号 8 番です。関連資料は 65～67 頁になります。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑 242 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，市外に借家住まいであり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に，東側は公衆用道路に，南側は雑種地に，西側は畑に接しています。

土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5 条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

なお，審議番号 1 番につきましては，申請面積が一般住宅の目安である概ね 500 m²を超えていますが，自家用車を住宅裏側に駐車するため，申請地南側を一部通路として利用することから妥当な申請であると判断されます。

また，審議番号 4 番につきましては，転用目的が山林であり，境界から 2 m 程度控えてクヌギを植林する計画ですが，隣接農地所有者からの植林に対する同意書が添付されています。

また，審議番号 7 番につきましては，追認で許可を得ようとすることから始末書が添付されています。

審議番号 1 番，5 番，8 番の農地区分に応じた許可基準につきましては，都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから，第 3 種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号 2 番につきましては，概ね 300m 以内に〇〇〇が存在する農地であることから，第 3 種農地の『300m 以内農地』に区分されます。

審議番号 3 番，4 番，7 番につきましては，中山間地域等に存在する農業

公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのこと。

審議番号6番につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、養畜の業務のために必要な堆肥舎の整備であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、審議番号6番につきましては、農用地区域内農地に区分されるため、用途区分変更の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第60号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第60号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第9 議案第61号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。70頁を御覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外5件です。
畑8筆 13,848 m²で、理由につきましては、規模拡大4件、受贈1件、農地売買等事業による地域振興公社からの買入1件です。

取引価格につきましては、10a 当たり 275 千円から 1,166 千円で、顥娃地域 3 件、知覧地域 3 件です。

ただいまの 1,166 千円の案件は 70 ㊦の審議番号 2 番の 2 筆 2,056 m²で 2,400 千円の取引価格でございます。

続きまして、72～76 ㊦の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顥娃町〇〇の有限会社〇〇〇〇 外 31 件です。

設定面積は、田 4 筆 3,515 m²、畑 44 筆 57,209 m²の合計 48 筆 60,724 m²で、顥娃地域 10 件、知覧地域 9 件、川辺地域 13 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 9 件、設定面積は、田 1 筆 753 m²、畑 13 筆 13,638 m²の合計 14 筆 14,391 m²で、顥娃地域 6 件、川辺地域 3 件となっております。

続きまして、78 ㊦の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、兵庫県尼崎市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 5 件です。

設定面積は、田 1 筆 1,255 m²、畑 10 筆 24,611 m²の合計 11 筆 25,866 m²で、顥娃地域 3 件、知覧地域 2 件、川辺地域 1 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、11 番から 12 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

本木下委員 70 ㊦の所有権移転の番号 6 番の件ですが、売買等事業ということで書いてありますが、この事業の詳しい説明をお願いしたいんですが。

農地係長 農地売買等事業は県の地域振興公社が行う事業であり、要件としましては農振農用地区域内の農地を認定農業者が取得する事業でございます。この場合、土地の今現在の地権者と購入者が双方で話し合いをして合意に至って土地代とかを決めるのですが、早急に土地取得資金が準備できない場合に代わりに振興公社が買い取りをします。それで 3 年を限度に購入予定者の方に賃

貸借をするという事業でございます。３年の間に土地の購入資金を準備して、それができましたら公社から取得予定者の方が買い取る事業でございます。

この案件についてきましても賃貸借の期間が３年間は近づいてくるということで申し入れがありまして、今回議案として載せたところでございます。

本木下委員　売り手、買い手のメリットというのは何がありますか。

農地係長　売り手の方につきましては、譲渡所得の特別控除 800 万までは譲渡所得がかからないということがあります。国民健康保険税もいくらか軽減が受けられます。あと所有権移転を公社がしますので登記関係の手続きが不必要となります。買い手としましては、不動産取得税の軽減、登記を公社がしますので登録免許税の軽減そのようなメリットがございます。

議　　長　　他に質問、御意見はございませんか

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 61 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議　　長　　引き続き、議案第 61 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

（　１人　退室）

議　　長　　これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 61 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適
当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号のうち、議事参与の制限に該当する
案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室
を許可いたします。

(1 人 入室)

議 長 東垂水美智子委員 に報告いたします。議案第 61 号のうち、議事参与の制限に該
当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 62 号 非農地証明願いについてを議題といたし
ます。まず、現地調査員の御報告を求めます。六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。80 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 81～84 ㊦になり
ます。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外 4 筆、畑 2,951 m²で、〇〇〇自治会南
側に位置します。

昭和 40 年から 50 年頃にかけて、養父及び養母が高齢のため耕作できずに
杉、クヌギを植林したと思われ、一度は下刈り・間伐をしたことがあるそう
ですが、ここ 15 年程は管理が行き届かないまま現在に至っています。

周囲も山林の状況であり、日当たりも悪いことから、農地への復元は困難
であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱基準第 5 条第 2 号イ)

の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を勘案した上で、農地への復元は著しく困難であり、周囲の状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 62 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって、議案第 62 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 11 議案第 63 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。資料は、86 号からでございます。
この事業は、農林業上の利用を増進するため、一定の地域の住民が集団的に利用、管理していた山林原野等で、当時の個人及び共有名義で残されている土地の入会権を消滅させ、現所有者に所有権移転することによって農林業経営の健全な発展に資することを目的とするものであり、新たに所有権を取得する方が農地法に抵触しないか確認しなければならないことから、今回、意見聴取要請があったものです。

〇〇入会林野整備組合から提出されました入会林野整備計画につきましては、全体計画で関係者 11 人、筆数 41 筆の 32,660 m²のうち農地に関連する部分が、関係者数 3 人、筆数 11 筆の 5,209 m²で、今後の利用目的は水稻作、露地野菜栽培、粗飼料生産です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するかの判断につきましては、〇〇

〇〇さんの取得する農地は農振農用地区域外にあり，残りの二人につきましては取得する農地を含む農業経営面積が 3,000 ㎡を超えることから，関係者 3 人すべてにつきまして，該当しないと判断されます。

この事業によりまして，農地の現所有者に名義変更がなされ，農地流動化の妨げとなっています名義が直らない農地がわずかでも解消され，所有権移転や貸借権設定による利用集積が図られるものと期待されます。

説明を終わります。

議長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。議案第 63 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については，適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって，議案第 63 号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に，日程第 12 南九州市人・農地プラン検討会委員の選出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長 資料の 97 頁になります。
添付資料のとおり，農政課より南九州市人・農地プラン検討会の委員推薦依頼がありました。

この委員は，潁娃地域の永山委員，知覧地域の東垂水美智子委員，川辺地域の外菌委員にお願いをしていたところですが，令和 3 年 3 月 31 日で任期満了となったため，新たに委員を選出する必要があります。

このことから，先般，会長・会長職務代理・事務局で協議し，引き続き永山委員，東垂水美智子委員，外菌委員を推薦したいと考えておりますので，御承認をお願い致します。

なお，3 名からは，他の委員の皆様から御承認が得られれば引き受けて下さるとの承諾を得ております。

また、97 頁の下の方にもありますようにかなりの時期が経過していることについてお詫びがございました。

よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました農業委員会からの委員の推薦については、
穎娃地域の永山委員、知覧地域の東垂水美智子委員、川辺地域の外蘭委員を推薦し
たいとのことですが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
検討会委員は、永山委員、東垂水美智子委員と外蘭委員を推薦するということによ
ろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、日程第 12 について、検討会委員は永山委員、東垂水美智子委員と外蘭委員
を推薦するということで農政課へ報告いたします。

議 長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

本木下委員 (農地ナビの利用について情報提供)

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 (事務連絡)

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第9回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 14 番 _____

会議録署名委員 15 番 _____